

財政健全化判断比率等について

令和 7 年 9 月 1 6 日
福島県総務部財政課(電話：024-521-7029)

本県の財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回る数値となっている。

1 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率（「－」は実質赤字額又は連結実質赤字額がないため。）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比率	－	－	6.0%	115.3%
(早期健全化基準)	【5年度－】 (3.75%)	【5年度－】 (8.75%)	【5年度6.4%】 (25.0%)	【5年度114.1%】 (400.0%)

(2) 資金不足比率（「－」は資金不足額がないため。）

特別会計の名称	資金不足比率	(経営健全化基準)
港湾整備、流域下水道、工業用水道、地域開発、病院の各事業会計	いずれも－ 【5年度 いずれも－】	(20.0%)

2 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

地方自治体の財政を、「健全」、「財政の早期健全化」、「財政の再生」の3つの段階に区分し、段階に応じた対応を要請するものです。

財政の健全化を判断する指標は、次の比率です。

(1) 実質赤字比率

一般会計等における歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」（標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額）に対する比率です。

(2) 連結実質赤字比率

企業局や病院局等の公営企業会計を含む県の全会計を合算し、一つの法人とした場合の赤字額の標準財政規模に対する比率です。

(3) 実質公債費比率

義務的経費である公債費やこれに準じた経費の総額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3ヵ年（令和4年度～令和6年度）の平均値です。資金繰りの程度を表す指標ともいえます。

(4) 将来負担比率

県債残高、退職手当、損失補償を付した第三セクター等への債務など決算年度末時点での一般会計等が将来負担する見込額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

また、公営企業等に関しては、次の比率を用います。

(5) 資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」の公営企業の事業規模に対する比率です。経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

比率のいずれかが**早期健全化基準**（公営企業等にあつては経営健全化基準）以上となった場合には、**財政健全化計画**（公営企業等にあつては経営健全化計画）を策定し自主的な改善努力で財政（経営）健全化を目指すこととなり、いずれかが**財政再生基準**以上となった場合には、**財政再生計画**を策定し国等の関与による確実な財政再生が図られることとなります。

令和6年度健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率

○実質赤字比率〔対象会計：一般会計等（一般会計＋普通特会）〕

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、県の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。県の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し（これを「繰上充用」と言います）、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。 こうしたことから、歳入不足のため翌年度に繰り延べした債務や、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。	福島県の状況	早期健全化基準
	— (5年度 ー)	3.75% 財政再生基準 5.00%

※黒字（比率 1.53%）のため、該当する比率はありません。

○連結実質赤字比率〔対象会計：一般会計等＋公営事業会計〕

県のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、県を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。 県の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。 このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、県全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。	福島県の状況	早期健全化基準
	— (5年度 ー)	8.75% 財政再生基準 15.00%

※連結黒字（比率 3.44%）のため、該当する比率はありません。

○実質公債費比率（3か年平均）〔対象会計：一般会計等＋公営企業会計〕

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。 こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、県財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。	福島県の状況	早期健全化基準
	6.0% (5年度 6.4%)	25.0% 財政再生基準 35.0%

○将来負担比率 [対象会計:一般会計等+公営企業会計+公社・三セク等]

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。(=「現在の負担」の状況) 一方、将来負担比率は、県が発行した地方債残高だけでなく、例えば、道路公社、地方独立行政法人の負債、県が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。(=「将来の負担」の状況) この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。 こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。	福島県の状況	早期健全化基準
	115.3%	400.0%
(5年度 114.1%)		財政再生基準

2 資金不足比率 [対象会計:公営企業会計]

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。 この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。	各公営企業の状況	経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	— (5年度 —)	20.0%
流域下水道事業会計	— (5年度 —)	
工業用水道事業会計	— (5年度 —)	
地域開発事業会計	— (5年度 —)	
病院事業会計	— (5年度 —)	

※「—」が表示されている公営企業会計は資金不足が発生していないため、該当する比率はありません。

●実質赤字比率

本県の一般会計等には次の会計が含まれます。

一般会計	(実質収支の額	7,787,123千円)
公債管理特別会計	("	0千円)
土地取得事業特別会計	("	2千円)
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	("	0千円)
小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計	("	0千円)
就農支援資金貸付金特別会計	("	0千円)
林業・木材産業改善資金貸付金特別会計	("	0千円)
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	("	0千円)
証紙収入整理特別会計	("	25,095千円)
奨学資金貸付金特別会計	("	0千円)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模とは、本県の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等(290,645,975千円)、普通交付税(215,716,256千円)及び一般財源の不足に対処するため特例的に発行可能な地方債である臨時財政対策債の発行可能額(3,356,732千円)の合計額です。

$$= \frac{7,812,220 \text{千円(黒字)}}{509,718,963 \text{千円}} = 1.53 \text{(黒字の比率)}$$

(参考 昨年度 1.54%)

●連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計に係る実質赤字(黒字)額に次の公営企業会計の資金不足(剰余)額を加え、本県を一つの法人として見た場合の赤字(黒字)額を表すものです。
(正の値は黒字額または資金剰余額、負(▲)の値は赤字額または資金不足額です)

一般会計等	(実質収支の額 7,812,220千円)
国民健康保険特別会計	(" 3,639,321千円)
港湾整備事業特別会計	(剰余額 218,788千円)
流域下水道事業特別会計	(" 959,077千円)
工業用水道事業会計	(" 4,017,991千円)
地域開発事業会計	(" 0千円)
病院事業会計	(" 894,745千円)

(再掲)
標準財政規模とは、本県の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等(290,645,975千円)、普通交付税(215,716,256千円)及び一般財源の不足に対処するため特例的に発行可能な地方債である臨時財政対策債の発行可能額(3,356,732千円)の合計額です。

$$= \frac{17,542,142 \text{ 千円 (黒字)}}{509,718,963 \text{ 千円}} = 3.44\% \text{ (黒字の比率)}$$

(参考 昨年度 3.42%)

●実質公債費比率

① 過去に発行した地方債について、当該決算年度の一年間に償還(返済)した額です。(71,025百万円)
県の支出では「公債費」として支出され、任意に削減したり支払いを繰り延べできない「義務的経費」に該当します。
※借り換えた額等は除きます

② 地方債の元利償還金に準ずる経費について、一年間に償還(返済)した額です。この経費を含めることで「実質的な」公債費の財政負担状況を表しています。(23,796百万円)
本県の場合、例えば、次のような経費が含まれます。
・満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額
・公営企業が起した企業債等の償還に充てるため一般会計から繰り出す経費
・国営土地改良事業や大規模林道整備事業等に対し国等に支払う負担金
・職員公舎などに係る建設費の償還金 など

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①地方債の元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

③ 地方債の元利償還金に充てた特定の財源がある場合には、その分は公債費負担額から差し引くことができます。(3,972百万円)
本県の場合、例えば、次のようなものがあります。
・地方債を財源として実施した貸付事業において、貸付先からの返済金を地方債の償還金に充当
・県営住宅使用料を建設時に発行した地方債の償還金に充当 など

④ 基準財政需要額とは、普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な水準の行政サービスを行うために必要となるであろう経費を一定の方法によって算定した額です。(66,388百万円)

$$= \frac{(\text{①}71,024,741 + \text{②}23,796,352) - (\text{③}3,971,765 + \text{④}66,388,312)}{509,718,963 - \text{④}66,388,312} = \frac{24,461,016 \text{千円}}{443,330,651 \text{千円}} = 5.51756\%$$

上記計算式によって求めた	令和4年度	6.58164%	の3か年平均値は	6.0%
	令和5年度	6.18872%		
	令和6年度	5.51756%		
(参考 昨年度 6.4%)				

●将来負担比率

①「地方債の現在高」が将来負担額として算入されています。(1,683,470百万円)
地方債とは、資金の外部調達で発生する債務(借金)のことで、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。県が発行するものは、「県債」と呼ばれます。地方財政法によって、発行は公共・公用施設の建設事業費など特定経費の財源とする場合に限るなどの制限があります。

⑤「連結実質赤字額」、「組合等連結実質赤字額負担見込額」が将来負担額として算入されますが、**本県の場合、該当ありません。**

②「債務負担行為に基づく支出予定額」が将来の負担額として算入されています。(1,345百万円)
債務負担行為とは、建設工事等で翌年度以降にわたり支出行為が生じるものや、損失補償のように一定の事実が発生した場合の支出を事前に予定するなど、将来にわたる債務(県の支出)を約束する行為のことですが、そのうち、ここでは、公債費に準ずる経費でかつ履行が完了し将来の支払義務が確定しているものに限って算入しています。
本県の場合、例えば次のようなものがあります。
・国営土地改良事業等の負担金 など

「公営企業債等の繰入見込額」が将来の負担額として算入されています。(25,203百万円)
本県の場合、全5公営企業会計について、繰出基準等に基づき企業債償還のため一般会計から今後繰り出す見込額を算入しています。

④「公社及び損失補償している第三セクター等の負債のうち一定額」が県の将来負担額として算入されています。(12,160百万円)
本県の場合、R6決算において設立法人等の負債額はありませんでした。
第三セクターへの損失補償等の額については、次のような相手方・制度への損失補償や特定短期貸付金等が該当しており、各団体の経営状況や損失補償の実行実績等を勘案した率を乗じる等した上で、県の将来負担額へ算入しています。
・福島県農業振興公社に対するもの
・ふくしま緑の森づくり公社に対するもの
・公的信用保証に係るものとして福島県信用保証協会などに対するもの

③「退職手当支給予定額の負担見込額」が将来の負担額として算入されています。(195,914百万円)
これは、決算年度末時点で、すべての職員が退職すると仮定した場合の退職手当所要額を求め、その額をその時点で確定している債務額(将来の支出額)とみなすものです。
本県の場合、教員や警察官を含む一般職職員のほか、知事等の特別職や一般会計が負担する企業局・病院局職員、医科大学等への派遣職員にかかる分も含まれています。

①～⑤将来負担額－(⑥充当可能基金額＋⑦特定財源見込額)
＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担
比率

=

標準財政規模一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

⑥地方債の償還金等に今後充当可能と見込める基金がある場合には、その充当可能額を将来負担額から差し引くことができます。(393,122百万円)
本県の場合、全48基金のうち、災害救助基金、財政安定化基金(後期高齢者医療、介護保険)といった法令等に設置根拠のある3基金を除いた45基金について、年度末の基金残高から国庫支出金による積立分等を除いた額を今後充当可能額として将来負担額から差し引いています。

⑦地方債の償還金等に今後充当可能と見込める特定の財源がある場合には、その分を将来負担額から差し引くことができます。(93,011百万円)
本県の場合、次に挙げた特定財源について、これまでの充当実績等を勘案し計算した今後充当見込額を将来負担額から差し引いています。
・地方債を財源として実施した貸付事業における貸付先からの返済金
・県営住宅使用料や職員公舎等の入居料
・土地改良事業における市町村や土地改良区からの負担金 など

$$= \frac{\text{①～⑤} 1,918,091,034 - (\text{⑥} 393,122,423 + \text{⑦} 93,011,389 + 920,520,197)}{509,718,963 - 66,388,312} = \frac{511,437,025 \text{ 千円}}{443,330,651 \text{ 千円}} = 115.3\%$$

(参考 昨年度 114.1%)